様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　10月　28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃねくすとじぇん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ネクストジェン  （ふりがな）おおにし　しんじ  （法人の場合）代表者の氏名 大西　新二  住所　〒108-0072 東京都港区白金1-27-6  白金高輪ステーションビル6F  法人番号　6010001097517  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1、2、4　当社コーポレートサイトのIR情報：IRニュースページにて、「事業計画及び成長可能性に関する事項」を公表  3 当社コーポレートサイトの企業情報にて、「DXへの取り組み」ページを公表 | | 公表日 | 1、2、4　2024年　　6月　　28日  3 2022　年　8 　月　29　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.nextgen.co.jp/ir/irnews_2024062801.pdf>  1 P8：当社のビジネスモデルの特徴  2 P15：クラウドPBX市場｜ボイスコミュニケーション事業  P16：SBC（セッション・ボーダー・コントローラー）市場｜ボイスコミュニケーション事業  4 P28：当社の機会と進捗状況、中期事業⽬標  <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/>  3 ネクストジェンが考えるDXへのビジョン | | 記載内容抜粋 | 1 ビジネスモデル  製品を自社のクラウドサービスとして提供したり、パートナー企業のクラウドサービスに組み込めるようEnablerモデル（進化したOEM）としての提供もしております。  2 市場環境  P15:ここ数年クラウドPBXへの移行が本格的に進展し始め、クラウドPBX市場は拡大している。 テレワークやハイブリッドワーク対応に伴った需要や、固定電話端末からスマートフォンへの移行需要が増加。コミュニケーションツールの連携が進んでいる。  P16:クラウドPBXの接続GW、固定電話網のIP化に対応する接続GW、通信事業者間のIP相互接続GWといった需要があり、SBCは堅調に市場拡大が見込まれています。  3 ネクストジェンが考えるDXへのビジョン  現在、働き方改革やコロナ禍の影響もあり、電話に替わる新たな音声コミュニケーション手段が続々と登場しており、今後も市場ニーズは変化していくものと考えています。こうした市場や業界の変化に対して当社自らデジタル技術を活用することで、すべてのビジネスユーザにおいて【電話】というシステム・概念・言葉のない世界観を創ります。  4 ビジネスモデルの方向性   * 従来の専用ハードウェアPBX（内線電話交換機）をクラウドPBXへリプレース * コミュニケーションスタイルの変化に対応するクラウドサービスの拡販 * 企業等が使用する回線のインターネット化で発生する需要への対応 * コンタクトセンター等の受付・予約に音声認識AI＋生成AIによる自動応答システムを提供 * 通信事業者向けの課金やSIM管理のシステムの提供と他分野への展開   ニーズが増加している通話録音システムの対応機種拡大による拡販 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイトの企業情報にて、次の3ページを公表   1. 「DXへの取り組み」 2. 「お客様のDX推進をご支援」 3. 「社内DXへの取り組み」   当社コーポレートサイトのIR情報：IRニュースページにて、次のページを公表  「事業計画及び成長可能性に関する事項」を公表 | | 公表日 | 1,2　　　 2022年　8月　29日  3 2022年 10月 31日（2024年 8月20日 一部改訂）  4 2024年　 6月 28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/>   ビジョンを実現するための戦略   1. <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/customer-dx/>   お客様電話システムのDX推進をご支援  お客様の音声システムのDXを推進するためネクストジェンでは4つの支援を行います   1. <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/in-house-dx/>   社内DXへの取り組み  デジタル技術活用を推進するため8つの改革を進めています   1. <https://www.nextgen.co.jp/ir/irnews_2024062801.pdf>   P26:中期経営計画（連結） | | 記載内容抜粋 | 1. ビジョンを実現するための戦略   お客様のDXをご支援するため、音声システムのクラウドサービスを開発・提供します。これにより、新しい情報通信技術とAIのソリューション・サービスを提供する企業として、通信事業者および多様な企業顧客の活動を支え、『音声』に強みをもつリーディングカンパニーとなって成長します。また、これを実現するための人材育成および社内業務の改革を推進します。   1. お客様電話システムのDX推進をご支援  * レガシーPBXの更改需要に対する音声クラウドサービスの提供 * 音声関連のAIを利用したBPOサービスの提供 * テレワークなどのワークスタイル変化に対応するソリューションを提供 * 企業が利用する回線IP化に関する需要への対応  1. 社内DXへの取り組み  * EYOD（Eat Your Own Dog food）の実行 * テレワーク導入による働き方改革 * お客様問合せ受付業務のデジタル化 * 新たなコミュニケーションツールの活用 * 社内業務の改善・効率化 * SaaSを用いた業務のデジタル化 * ペーパーレス化 * デジタル人材育成  1. 中期経営計画（連結）   2025年3月期～2027年3月期までの売上高および営業利益予想 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「社内DXへの取り組み」   1. 組織強化 2. デジタル人材育成および確保 3. パートナーとの業務提携 | | 記載内容抜粋 | 1. 組織強化   代表取締役社長によりDXを推進します。品質イノベーション推進部は、社内DX推進、社内IT部門を統括し、人事部はデジタル人材育成や採用をリードし、広報・IR担当はDX推進の取り組みについて社内外へ広報活動をおこないます。ビジネス企画部は、社内のDX推進活動とも関わりながら、お客様のDX推進を支援する製品・サービスを企画します。   1. デジタル人材育成および確保   階層別研修を設定し、将来のマネジメントを担う人材の育成およびDX人材の育成に着手しています。  また、EYODの実行や社内業務改善・効率化をデジタル技術を用い、社員へのデジタル技術蓄積と育成を実現しています。  デジタル人材の確保のため、ウェルカムバック制度や社員紹介制度を導入して当社に馴染みやすい社員の採用にも取り組んでいます。   1. パートナーとの業務提携   パートナーとの業務提携・資本提携を行うことにより、各社とのデジタル人材の交流や確保およびデジタル技術の活用を進めています。  また、お客様DX推進をご支援に向けた連携強化を図り、企業価値および株主利益のさらなる向上を目指しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「社内DXへの取り組み」ページの見出し「デジタル技術活用を推進する環境の整備」   1. テレワークを実現する音声コミュニケーション環境の活用 2. デジタル技術を用いた業務改善環境の活用 | | 記載内容抜粋 | 1. テレワークを実現する音声コミュニケーション環境の活用   お客様のDX推進をご支援する当社サービスを全社に導入しました。自社サービスの改善に役立つ音声認識AIデータや動作実績等のデジタルデータを収集・分析し音声コミュニケーション環境の改善やフィードバックを行うPDCAサイクルを取り入れ、自社テレワーク環境の向上およびDXビジネスの強化を目指しています。   1. デジタル技術を用いた業務改善環境の活用   RPAやデジタル技術を活用した継続的な社内業務改善・効率化に取り組みによりテレワークを阻害する要因や当社DXビジネスにおけるサプライチェーンに関わる業務の課題の改善を実現しています。また、データをデジタル技術を用いて統合・加工することでマーケティングや営業分析を実現しています。今後も、契約書の電子化率向上等、業務改善活動のPDCAサイクルを回して経営基盤の強化を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1,2 当社コーポレートサイトの企業情報にて、「社内DXへの取り組み」ページを公表  3,　当社コーポレートサイトのIR情報：IRニュースページにて、「事業計画及び成長可能性に関する事項」を2024.06.28に公表 | | 公表日 | 1,2　2022年 10月 31日（2024年 8月20日 一部改訂）  3　2024　年　6　月　28　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/in-house-dx/>   社内業務のDX推進   1. <https://www.nextgen.co.jp/company/dx/in-house-dx/>   単年度KPIの設定と評価   1. <https://www.nextgen.co.jp/ir/irnews_2024062801.pdf>   P26:中期経営計画（連結） | | 記載内容抜粋 | 1. 社内業務のDX推進   お客様のDX推進をご支援するための人材育成および社内業務の改革について、次のとおり指標を設け取り組んでまいります。   * 働き方改革:　テレワーク率:75％程度を維持する * EYOD活動:　社員の利用率:90% を維持する * 契約書電子化: お客様DX戦推進ご支援に関わる契約書の電子化:50% * DX人材育成: 研修受講者数:90名  1. 単年度KPIの設定と評価   中期経営計画において設定するKGIについて、事業部門毎の単年度KPIを設定しています。このKPIを基に四半期毎の評価の実施とKGI達成に向けた改善を図ることで、戦略達成に向けて取り組んでいます。  社内業務のDX推進と経営目標達成指標達成に向けた取り組み、これら2つの取り組みを通じて、中長期での着実な成長を目指ます。   1. 中期経営計画（連結）   ◾️売上高  2025年3月期計画：3,700百万円  2026年3月期計画：4,300百万円  2027年3月期計画：5,000百万円  ◾️営業利益  2025年3月期計画：200百万円  2026年3月期計画：300百万円  2027年3月期計画：370百万円 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　6月　27日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトのIR情報ページにてトップメッセージを公表  <https://www.nextgen.co.jp/ir/principle/> | | 発信内容 | 当社自らデジタル技術を活用することは当然のこと、「IP化された電話ネットワークを生かして、より便利な通信サービスを効率よく開発・提供する」ステージに移行し、業務のDX化に貢献する新しいサービスやビジネスモデルを生み出していくことを、当社代表取締役社長が自ら発信しています。  （１）ボイスコミュニケーション事業  あらゆるビジネスユーザーの音声通信をサポートするソリューションやサービスを、通信事業者や多様な販売パートナーを通じて提供する事業  （２）コミュニケーションDX事業  オムニチャネルコミュニケーションやAI技術を活用して業務のDX化に貢献するクラウドサービス、音声認識/AIやCPaaSといった技術を活用したDXソリューション・サービスなどの研究開発活動に取り組んで様々な商用サービスを提供する事業  将来的な発展可能性が見込まれる市場のニーズを捉え、当社グループの強みとしている『コミュニケーション技術』と『クラウド技術』を組み合わせ、業種やビジネスに特化したDXソリューションを開発・事業化し、展開する |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～　2024年　８月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 12月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「プライバシー・ポリシー」の制度や「特定個人情報取扱基本方針および取扱規程」、「個人情報適正管理規程」の整備により、個人情報の適切な管理を実施している（個人情報保護方針および情報セキュリティ基本方針は当社コーポレートサイトで公表）  セキュリティに関する定期的な監査は、内部統制監査によるIT統制の評価の実施とIT統制評価の中で実施し、内部監査報告書として報告されている。次回は2024年度下期に実施予定。  情報処理安全確保支援士：1名 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。